

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター

退職金規則

第1条 職員（ただし、非常勤職員及びアルバイトを除く。）が退職したときは、この規則により退職金を支給する。

2 前項の退職金の支給は、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下、「センター」という。）が各職員について独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下、「中退共」という。）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

第2条 新たに雇い入れた職員については、試用期間を経過し、本採用となった月に中退共と退職金共済契約を締結する。

第3条 退職金共済契約は、職員ごとに、その基本給の額に応じ、別表に定める掛金月額によって締結し、毎年4月に掛金を調整する。

第4条 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、中退共の掛金納付を停止する。

第5条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

第6条 職員が懲戒解雇をされた場合には、職員本人が中退共に退職金の減額を申し出ることがある。

第7条 退職金は、職員（職員が死亡したときは遺族）に交付する「退職金共済手帳」により、中退共から支給を受けるものとする。

2 職員が退職または死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人または遺族が遅滞なく退職金を請求できるよう、速やかに「退職金共済手帳」を本人または遺族に交付する。

第8条 この規則は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、従業員代表と協議のうえ改廃することができる。

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

（細則）

第1条 この規則の実施前から在籍している職員については、勤務年数に応じ過去勤務期間通算の申出を中退共に行うものとする。

（附則）

平成28年4月1日 施行

令和2年10月20日 改定

別表 掛金月額表 基本給月額

掛金月額 160,000 円未満 8,000 円

160,000 円から 200,000 円未満 10,000 円

200,000 円から 240,000 円未満 12,000 円

240,000 円から 280,000 円未満 14,000 円

280,000 円から 320,000 円未満 16,000 円

320,000 円から 360,000 円未満 18,000 円

360,000 円から 400,000 円未満 20,000 円

400,000 円以上 22,000 円